

江見3地区統合施設の校名及び園名のスケジュール(案)

	11月			12月			1月			2月			3月			4月	5月	6月
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
校名の制定		公募準備				公募				審査・決定								設置条例改正
園名の制定		公募準備				公募				審査・決定								設置条例改正

会議開催予定

- 第5回会議 平成25年11月1日(金)
- 第6回会議 平成25年11月26日(火) 予定
- 第7回会議 平成26年1月24日(金) 予定
- 第8回会議 平成26年2月20日(木) 予定

統合小学校校名募集要項(案)

1 趣 旨

江見小学校・太海小学校と曾呂小学校の統合により誕生する「新小学校」にふさわしい校名を制定するため、名称を募集する。

2 募集期間

平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () までとする。

3 募集条件

- (1) 統合施設のコンセプトにある「豊かな自然環境と共生するとともに、学んでよかったと実感できる教育環境を備えた学校」にふさわしい名称であること。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。

4 応募資格

鴨川市に住所を有する方及び市内に通勤・通学する方、本市出身の方で、年齢・性別は問わない。

5 応募の方法

- (1) 専用の応募用紙を使用し、1人につき1名称とする。
- (2) 応募は、持参、ファックス又は郵送とする。(電子メールは不可とする。)
- (3) 応募先は鴨川市教育委員会学校教育課とする。
〒299-5503 鴨川市天津1104 鴨川市教育委員会 学校教育課
FAX番号 04-7094-0531

6 募集の住民周知

- (1) 市の広報紙及びホームページに掲載し、広く住民周知を図るものとする。
- (2) 応募用紙は、学校教育課のほか、市役所本庁総合窓口、ふれあいセンター及び各出張所に備え置く。
- (3) 江見3地区小学校の児童には学校を通じて応募用紙を配布する。

7 選考方法

選考方法は、別に定める「統合小学校校名選考要領」に定めるところによる。

8 校名の発表等

市議会での議決を経た後、すみやかに市の広報紙及びホームページに掲載する。

9 著作権等

採用作品に関する一切の権限は鴨川市教育委員会に帰属する。

10 施行及び終期

この要領は、平成25年 月 日から施行し、募集に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

統合小学校校名選考要領(案)

1 趣旨

この要領は、「統合小学校校名募集要項」により応募された名称の中から、校名を選考するため、必要な事項を定める。

2 選考基準

- (1) 統合施設のコンセプトにある「豊かな自然環境と共生するとともに、学んでよかったと実感できる教育環境を備えた学校」にふさわしい名称であること。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。

3 選考方法

- (1) 候補校名の選定は、「江見3地区学校施設等統合整備検討委員会」(以下「検討委員会」という。)で行う。
- (2) 検討委員会において候補校名1点を選定し、教育委員会へ提言する。
- (3) 市において、提言を検討のうえ校名を決定、市議会へ「鴨川市立小学校設置条例」の一部改正案を上程する。

4 施行及び終期

この要領は、平成25年 月 日から施行し、校名選考に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

統合小学校の校名を募集します！

- <応募対象> 鴨川市に住所を有する方及び市内に通勤・通学する方、本市出身の方で、年齢・性別は問いません。
- <応募方法> 下記の応募用紙に①『住所』、②『氏名』、③『電話番号』、④『統合小学校の名称』とその理由を記載してください。
(応募は1人1点としてください。)
- <応募期間> 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () (必着)
- <応募先> 〒299-5503 鴨川市天津 1104 鴨川市教育委員会 学校教育課
FAX番号 04-7094-0531
応募は、持参、ファックス又は郵送でお願いします。(電子メールは不可とする。)
(市役所本庁総合窓口、ふれあいセンター又は最寄りの出張所へ提出いただいてもけっこうです。)
- <選考方法> 「江見3地区学校施設等統合整備検討委員会」で選考し、候補校名1点を決定します。(応募が一番多い校名に決定する訳ではありません)

..... キリトリ

応募用紙

【統合小学校の名称】

【理由】※記入なしでも結構です

ふりがな ()	

【応募される方】

住所	〒	
氏名	ふりがな	電話番号

※ 鴨川市教育委員会では、個人情報の取り扱いには十分注意し、適切な管理を行います。

※ 採用された学校の名前の著作権は鴨川市教育委員会に帰属します。

統合幼稚園・保育園園名募集要項(案)

1 趣 旨

江見地区・太海地区と曾呂地区の幼稚園及び保育園の統合により誕生する「新幼稚園及び保育園」にふさわしい園名を制定するため、名称を募集する。

2 募集期間

平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () までとする。

3 募集条件

- (1) 統合施設のコンセプトにある「豊かな自然環境と共生するとともに、学んでよかったと実感できる教育環境を備えた学校」にふさわしい名称であること。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。

4 応募資格

鴨川市に住所を有する方及び市内に通勤・通学する方、本市出身の方で、年齢・性別は問わない。

5 応募の方法

- (1) 専用の応募用紙を使用し、1人につき1名称とする。
- (2) 応募は、持参、ファックス又は郵送とする。(電子メールは不可とする。)
- (3) 応募先は鴨川市教育委員会学校教育課とする。
〒299-5503 鴨川市天津1104 鴨川市教育委員会 学校教育課
FAX番号 04-7094-0531

6 募集の住民周知

- (1) 市の広報紙及びホームページに掲載し、広く住民周知を図るものとする。
- (2) 応募用紙は、学校教育課のほか、市役所本庁総合窓口、ふれあいセンター及び各出張所に備え置く。

7 選考方法

選考方法は、別に定める「統合幼稚園・保育園園名選考要領」に定めるところによる。

8 校名の発表等

市議会での議決を経た後、すみやかに市の広報紙及びホームページに掲載する。

9 著作権等

採用作品に関する一切の権限は鴨川市教育委員会に帰属する。

10 施行及び終期

この要領は、平成25年 月 日から施行し、募集に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

統合幼稚園・保育園園名選考要領（案）

1 趣旨

この要領は、「統合幼稚園・保育園園名募集要項」により応募された名称の中から、園名を選考するため、必要な事項を定める。

2 選考基準

(1) 統合施設のコンセプトにある「豊かな自然環境と共生するとともに、学んでよかったと実感できる教育環境を備えた学校」にふさわしい名称であること。

(2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。

3 選考方法

(1) 候補園名の選定は、「江見 3 地区学校施設等統合整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）で行う。

(2) 検討委員会において候補園名 1 点を選定し、教育委員会へ提言する。

(3) 市において、提言を検討のうえ園名を決定、市議会へ関係条例の一部改正案を上程する。

4 施行及び終期

この要領は、平成 25 年 月 日から施行し、園名選考に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

統合幼稚園・保育園の園名を募集します！

- <応募対象> 鴨川市に住所を有する方及び市内に通勤・通学する方、本市出身の方で、年齢・性別は問いません。
- <応募方法> 下記の応募用紙に①『住所』、②『氏名』、③『電話番号』、④『統合幼稚園・保育園の名称』とその理由を記載してください。
(応募は1人1点としてください。)
- <応募期間> 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () (必着)
- <応募先> 〒299-5503 鴨川市天津1104 鴨川市教育委員会 学校教育課
FAX番号 04-7094-0531
応募は、持参、ファックス又は郵送でお願いします。(電子メールは不可とする。)
(市役所本庁総合窓口、ふれあいセンター又は最寄りの出張所へ提出いただいてもけっこうです。)
- <選考方法> 「江見3地区学校施設等統合整備検討委員会」で選考し、候補園名1点を決定します。(応募が一番多い園名に決定する訳ではありません)

..... キリトリ

応募用紙

【統合幼稚園・保育園の名称】

【理由】※記入なしでも結構です

ふりがな ()	

【応募される方】

住所	〒	
氏名	ふりがな	電話番号

- ※ 鴨川市教育委員会では、個人情報の取り扱いには十分注意し、適切な管理を行います。
- ※ 採用された学校等の名前の著作権は鴨川市教育委員会に帰属します。

江見3地区統合施設のコンセプト

平成 25 年 9 月 20 日現在
鴨川市教育委員会

豊かな自然と伝統文化を活かしたふるさと鴨川のまちづくりを創造する児童をはぐくむ。

～豊かな自然環境と共生するとともに、

学んでよかったと実感できる教育環境を備えた学校～

統合施設の建築に係る基本的な考え方

幼稚園・保育園施設

- * 旧江見中学校の施設配置を活かすとともに、小学校と幼保園の動線を考慮して新幼保一元化施設を建設する。
- * 採光や採風を十分確保するとともに、地域への開放を考慮した設計とする。
- * 基本的な構造は、鉄骨造または木造の平屋建てとし、内部は木材を多用した温かみと潤いのある空間を造りだす。
- * 障害のある人にやさしいバリアフリーの施設とし、障害者用トイレを設置する。
- * 幼稚園スペースには4歳児及び5歳児の保育室と預かり保育のできる環境を設け、保育園と連携した配置計画とし、保育室には空調設備を設ける。
- * 屋根は、防水効果を考慮し、勾配屋根とする。
- * 相談室・倉庫を設ける。

小学校施設

- * 小学校校舎の電気及び機械設備は大規模な改修を行うとともに、階段やプールなど中学生仕様のは小学生仕様に改修を行う。
- * 屋根防水の全面改修を行う。
- * 障害のある人にやさしいバリアフリーの施設とし、障害者用トイレを設置する。
- * 児童の送迎を考慮したロータリーを設ける
- * 旧江見中学校の施設配置を活かすとともに、小学校と幼保園の動線を考慮してトラックの改修を行う。
- * 会議室や相談室・倉庫を設ける。